

〈書評〉

新動向「配慮表現」研究の一事例—上— ——藤原浩史氏の所説をただす——

川 上 徳 明

はじめに

「配慮表現」とは近年日本語研究の中で新たに注目されるようになった分野で

野田尚史・高山善行・小林隆編『日本語の配慮表現の多様性－歴史的变化と地理的・社会的変異』（2014・6、くろしお出版）

は十数名の日本語研究者による積年の共同研究の成果であるが、本稿はその第2部「古代語の配慮表現」の一部をなすところの

藤原浩史「平安・鎌倉時代の依頼・禁止に見られる配慮表現」を問題とする。ここには主題の「配慮表現」について果たして如何なる見解が見られるであろうか。

先ず本文に付された見出しを掲げる。

1. この論文の主張
2. 配慮の前置き要素と文末要素
3. 依頼表現の敬語運用
 - 3.1 主体尊敬表現の付加
 - 3.2 敬語表現の配慮的価値
 - 3.3 配慮表現と敬意表現
4. 依頼・禁止の文型による配慮
 - 4.1 通達的な依頼・禁止
 - 4.2 文型による配慮の表現
5. 依頼・禁止表現の回避
6. まとめと課題

全6項、18頁であるが第3項と第4項が論の中心をなす。以下、概ねこの記述の順に検討を進める。

先ず「1. この論文の主張」について見る。

依頼・禁止といった言語行動は、話し手の意志によって、相手の行動を指定する性質をもつ。……①行為指定は相手の社会的な独立性というものを侵害する言語行動であるから、その②負荷を補償する配慮が必要である。平安時代においては③これは文型の選択、そして敬語の選択など、主として文末形式によって実現されている。今日あるような前置き要素は未だ萌芽的である。(記号・下線筆者)

上記は冒頭1項の後半部から抄出したものであるが、①・②はなんと大袈裟な、という外はない。「社会的な独立性」とは何を意味するのか。そして「依頼・禁止」によってそれが「侵害」された、如何なる例があるというのであろうか。「侵害」とは他人の所有・権利を侵して害を与える意であり、「補償」とは与えた損害を補い償う意であるが、そもそも③「文型の選択」「敬語の選択」などによってその「侵害」を「補償」するなどということは到底不可能であろう。逆の面から考える。「負荷を補償する配慮」が③によってなされるというのであるが、では命令形の常体表現即ち無敬語の場合は如何。次は『源氏物語』全巻を通じて最初の例で、病む更衣が里邸に退出しようとするのを止める帝の言である。

年ごろ、常のあつしさになり給へれば、御目馴れて、「なほしばしこころみよ」とのみのたまはするに(桐壺・1・21)

この場合は社会的な独立性を侵害しっぱなしの、「配慮」を欠いた表現ということになるのか。次は桐壺帝の源氏に対する例である。

「わざと(右大臣から迎えが)あめるを、早うものせよかし。(弘徽殿腹の)女御子達なども生ひ出づる所なれば、(源氏を)なべてのさまには(右大臣は)思ふまじき」などのたまはす。(花宴・1・364)

これも命令形・無敬語であるが、父帝から右大臣邸の藤花の宴に行くように勧められたことによって源氏が如何に社会的な独立性を侵害されたというのであろうか。

次は、明石の巻の冒頭近く、暴風雨の後、源氏が夢想で故桐壺院から「須磨を去れ」との訓戒を蒙る場面である。

「など、かくあやしき所にはものするぞ」とて、御手を取りてひき起て給ふ。「住吉

の神の導き給ふままに、はや舟出してこの浦を去りね」とのたまはす。(明石・2・228)

院の詞は全体に荘重で厳しい口調になっているが、しかしこれは逆に源氏の社会的独立性の復権、その保証を意味するものと見られるであろう。

筆者はこの部分を次の如く結論する。依頼・禁止表現によって社会的独立性が侵害され、それが文型・敬語の選択によって補償されるなどということは平安・鎌倉時代に限らず論理的にも実際的にも到底あり得ないことであると。この項は論文内容を予告するものであるが、以下この点について一行の記述も見られないのは、これがこの場限りの単なる思い付きに過ぎないことを示しているであろう。

次は第2項「配慮の前置き要素と文末要素」最初の記述である。

現代語では依頼・禁止に先立つ前置き要素が豊富である。しかし、平安・鎌倉時代にはこれはあまり目立たない。謝罪（「すいませんが」など）や負担の軽減（「よかったら」など）を図るような言語表現はほとんど見られない。次のように話し手がそのように頼む事情説明（破線部）が行われる程度である。

(1) [源氏→夕霧]「この世にはむなしき心地するを、仏の御しるし、今はかの冥き道のとぶらひにだに頼み申すべきを。頭おろすべきよし、ものしたまへ。」(御法・4・507)

平安・鎌倉時代には前置き要素はほとんど見られず、僅かに事情説明の例があるだけだという。しかし、果たしてそれほど例が稀であろうか。次例では前置き要素的部分を破線、依頼表現の部分を実線で示す。

今宵いとさうざうしく侍るべき。いともいともかしこくとも、渡りおはしましなむや。翁ここならば、舞ひて御覧ぜさせむ」(宇津保・蔵開上、右大臣源正頼→左大臣藤原忠雅・式部卿宮)

これは最高度に恐縮しながら依頼－懇請しているものである。

「あやしきことなれど、幼き御後見におもほすべくきこえ給ひてむや」(若紫・1・214. 源氏→僧都)

「一日の花のかげの対面、あかずおほえ侍りしを、御いとまあらば、たち寄り給ひなんや」(藤裏葉・3・434. 内大臣→夕霧)

「藤裏葉」の例は先に言う「負担の軽減」に当るであろう。

氏は先の(1)に続いて

また、漢文書簡では次のように依頼の態度に関わるメタ言語表現(破線部)が見られる。(傍点筆者)

として、まさに唐突に、しかも資料の性質、その位置付けについて全くなんの説明もなしに『雲州往来』の書状の例を引用するのである。

(2) [播磨守→主計頭] 件ノ破子朱雀院へ給ハ被^ル可^ベキ状、申シ請フ所也。伏シテ乞フ。鑑察^{ケンサツ}ヲ垂レヨ。(雲州往来・中34・往状)

この破線部がメタ言語だという。メタ言語とは「高次言語」とも称され「対象言語」と対になる概念であるが、ではこの例で「鑑察ヲ垂レヨ」が「対象言語」として考察の対象となっているのか。「伏シテ乞フ」は懇願の意を表すのみであって勿論「鑑察ヲ垂レヨ」を考察の対象としているのではない。何故に突然かかる無用のタームを持ち込むのか。

次はこの項のいまひとつの問題である「文末要素」についての記述である。

現代では、恩恵授受表現とともに、「～していませんか?」のように①否定疑問文型で相手の意向を確認するタイプの表現が多く用いられるが、②平安・鎌倉時代にはこのようなタイプはない。

文型選択を体系的に見た場合、今日とは文型のもつ価値が異なっている。たとえば、命令形終止型「したまへ」を用いた依頼は、今日の「しなさい」とはまったく価値が異なる。③「しなさい」は主体尊敬表現であるが、目下に用いるのが普通である。しかし、④「したまへ」は目上にも用いられるものであり、現代の「していただけますか?」くらいの丁寧さを内包していると目される。

下線部①は筆者の言う④型(「やは……ぬ」「やは……給はぬ」)に相当するものと思われるが、それが②平安・鎌倉時代にはないという。筆者は平安時代の物語・日記16作品の悉皆調査の結果、これが28例あることを示した。従って、右は全く事実を知らぬ臆断である。

続く③、④では文型選択を体系的に見た場合「したまへ」の表現価値が現代の「していただけますか?」に当たるといえるが、どこからそうした見解が出て来るのか。その「体

系」とは如何なるものを指しているのか。ここには寸毫もその体系に触れることはない。また、全く用例を挙げることもない。

次に、氏は、「文末述語が……『む』『べし』をともなう終止形終止の文がある」として例文(3)(4)を引くが、これはともに「～む」の例(詳細後述)であり、ここには文末を「べし」で言い切る例を挙げていない。しかし、これはむしろ当然なのであって、『源氏物語』には「べし」による命令・勧誘表現の例は皆無なのである。なお、「べし」の例に限られるのは平安時代の和文一般について言えることである。

続いて3項「**依頼表現の敬語運用**」中の「**3.1 主体尊敬表現の付加**」の問題に入る。

- I 依頼表現において、動作の主体は聞き手である。話し手が、動作主体に対する敬語表現を付加することによって、それが聞き手への配慮として機能する。
- II ④「～せよ」という場合には、聞き手に対する敬意はなく、
⑤「(～し)たまへ」「(～せ)させたまへ」とすると、聞き手を敬っていることが表示される。(下線・記号筆者)

Iでは、敬語表現の付加即ち配慮であるという。換言すれば「配慮」は「敬語」によって表現されるというのである。この見解はこの論の総てに関わることであり、ここで特に注意しておく。

氏はI・IIに続いて、

藤原浩史(1995)によって、『源氏物語』における光源氏の発話する依頼表現の敬語運用を整理すると図1となる。逆に、光源氏に対する依頼表現における敬語運用を整理すると図2となる。

として、次の2図を示している。

以下、図について具体的に見てゆく。検討の都合により先ず図2についてみる。図2は源氏が聞き手の場合であるが、上下に向かう矢印「→」が逆向きになっている。これでは源氏が話し手になってしまう。また上下がともに【命令形】になっているのは読者を混乱させること甚だしい。下の【命令形】は【させたまへ】でなければならない。これらはいずれも図として重大な欠陥と言わねばなるまい。

ところで、両図において[光源氏]の右側に配置された部分(夕霧等の例)には矢印「→」

が付されていない。しかし、上下左右のいずれに配置しようと「→」は必須の筈ではないか。何故それを欠くのか。図1は依頼表現の敬意度の高低を反時計回りに図示したものである。そして、これが三段階構造をなすこと（後述）を主張するためには右側に配置された部分（特に「られよ」）に「→」を付してはならない。これがその理由である。

図2（敬意度の高低は逆順）で、「六条御息所」の例は「～たまへ」「～させたまへ」の

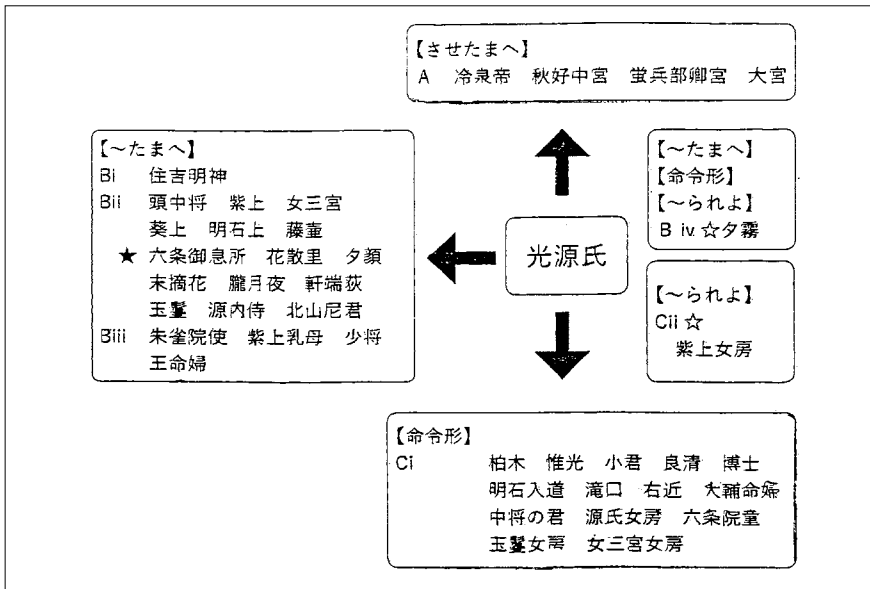


図1 光源氏の依頼表現（話し手=光源氏）

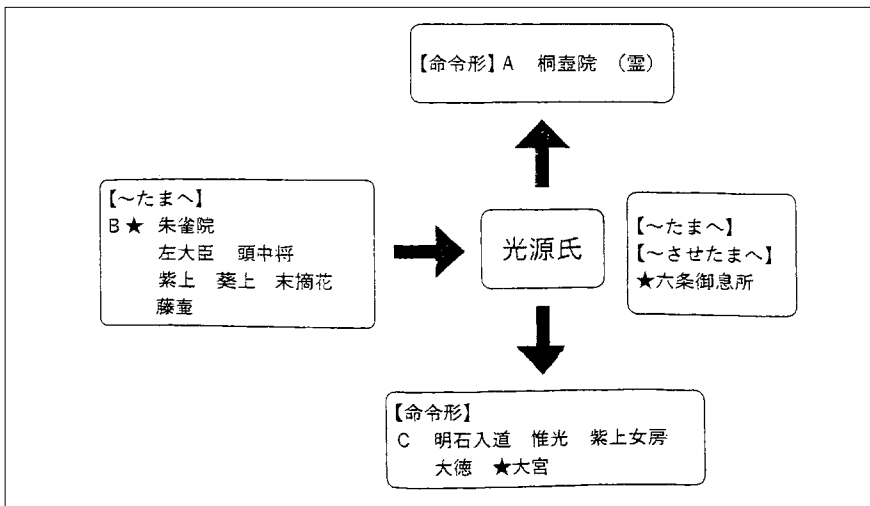


図2 光源氏の依頼表現（聞き手=光源氏）

両形式を有するが故に「→」を付していないのであろうが、後述の如く複数形式の例は他にも多く、右を特立する意味は全くない。以上、図の「→」有無の意図について述べた。

氏はこの二つの図を掲げた後、「光源氏を中心とした『源氏物語』に登場する貴族間においては、敬語的配慮は、次の（５）のような関係にあることが読み取れる」とする。

<①> <②>

（５）（イ）[対支配者] ……「～させたまへ」型

（ロ）[標準] ……「～たまへ」型

（ハ）[対従属者] …… 命令形 型

（<①><②>及び（イ）～（ハ）は筆者の補記）

この表示について一言する。<①>は話し手（源氏）と依頼の対象である聞き手との身分関係を示すものであろう。とすれば、（ロ）の「標準」とは何を意味するのか。「標準」的な身分関係などということがあり得るのか。ここは勿論「対対等者」とでもしなければならぬ。

ところで、前掲図１の「させたまへ」の部には紫上・北山尼君その他の例が欠落している。従って「させたまへ」は「対支配者」に対してのみ用いられるものでは決してない。また「命令形 型」も必ずしも「対従属者」に対するものではない。この点は氏自ら例文(24)～(26)で言及しているとおりでである。要するに（５）は身分関係をもとにあまりにも観念的かつ単純に敬語を割り切ったものであって実態に反する。

次に<②>について見る。<②>の（ハ）に「命令形 型」とあり、これは「動詞命令形」による表現を指すが、しかし、（イ）「～させたまへ」、（ロ）「～たまへ」も同じく命令形である。<②>は敬意の度合いを示したものと考えられるから、（ハ）は「常体命令形型」とすべきところである。これは前掲図１・図２に続く過誤である。

先の図１及びそれに基づく（５）には更に根本的な、重大な問題がある。即ちここには所謂「尊大表現」が欠落している。「尊大表現」とは謙讓語による聞き手（第二人称）卑下であり、「受手尊敬」の敬意が話し手自身に向かうものである。

「汝が持ちてはべるかぐや姫奉れ」と仰せらる。（竹取、帝→翁）

「すみやかにそのよしを申せ」（宇津保・俊蔭、阿修羅→俊蔭）

「又も参れ」など、この人をさへ飽かず、おほす。（蜻蛉・6・229. 匂宮→侍従）

紙燭持て参れり。……「なほ持て参れ」とのたまふ。（夕顔・1・166. 源氏→滝口）

如上の尊大表現を含め、敬意の段階を示せば次の（A）～（D）の四段階となる。

(A) (B) (C) (D)
 のたまはせよ……のたまへ……言へ……申せ
 おはしませ……おはせ……^こ来……参れ

(A)は所謂最高敬語であり、二重敬語「せ(させ)たまへ」に相当し、(B)は尊敬語「たまへ」に相当する。(C)は常体、(D)が尊大表現である。命令・依頼表現を敬意の高低によって排列すれば先ずこの**四段階**がその中核となるのである。更にこの系列の他に次のような例がある。

院に八月十五夜せられけるに、「まゐりたまへ」とありければ、まゐりたまふに
 (大和 77、院→皇女)

宮の御前より「参り給へ」とあれど寝たるやうにて、動きもし給はず。(乙女・3・58、大宮→夕霧)

上に帝渡り給ふとて、御息所を、「今宵だに参上り給へ……」とて立ち給へり。(宇津保・内侍のかみ、帝→御息所)

これらの話し手は至尊乃至それに準ずる方、あるいは女宮である。話し手の、自らの立場に対する自覚がかかる自敬的な表現を取らせたものと考えられる。聞き手に対する待遇価値としては相反する「謙讓語」と「尊敬語」とを連ねた形であり、その待遇価値はほぼニュートラルということになる。その意味で筆者はこれを(N)と称した。この形式は用例が少ないが決して無視することは出来ない。先の(A)～(D)にこの(N)を加えて命令・依頼表現の待遇段階は**五段階**なのである。三段階構造との見解は初めから実態を無視したものであって到底認め難い。なお、敬語一般における三段階構造などという常識レベルの見解を強調してもここでは何の意味もない。

以上、図1及び(5)の基本的な問題点を指摘した。次に進む。以下は(5)に続く説明である。

これは当時の身分制度に従って、整然と使い分けられているようにも見える。ところが、図1と図2を比較してみると、一部これに該当しない関係がある。★をつけた事例は対称性からはずれる。そのうち、「光源氏-大宮」は互いに「させたまへ」と待遇しあう。どちらも高貴ではあるが、婿と姑の関係にあったものである。(下線筆者)

相互に「させたまへ」と待遇しあうのであれば、それはまさに「対称」であろう。「対称」とは、互いに対応してつりあっていることの意味だからである。氏は「対称性(的)」と「対

照性（的）」との意味を混同しているのである。これは藤原（1995）、同（2009）以来の誤用であるが、論旨の中核に関わる用語の、かかる長期に互る誤用は信じ難いことである。

次に、図2の「朱雀院」「六条御息所」の例も「通常の関係よりも敬意の段階が上が」ったものだというが、ともに容認し得ない。先ず、朱雀院の例については、「源氏に女三宮を降嫁し、庇護を期待する朱雀院は、源氏を従属者扱いできない」（藤原2009）とするが、源氏に対して常体表現をとり得たのは父帝のみである（図2には父帝の源氏に対する「花宴」他の常体表現の例が欠落している）。なお、朱雀院は夕霧に対しても「～たまふ」待遇をとっており、源氏に対するこの例がなにも特別なのではない。

「六条御息所」の例は源氏に対して「～たまへ」と「～させたまへ」の二形式があることを問題とし、「すでに別れている源氏に娘（秋好中宮）の庇護を依頼する場面」だから敬意の段階が上がったというが、これは場面をとり違えており、この詞は娘の前齋宮には全然関係がないことなのである。

以上、大宮、朱雀院、六条御息所の例に対する氏の説明が全く当たらぬものであることを確認した。いずれも事実を離れた恣意的な解釈をしたものである。

なお、前述「対称性」について補足する。源氏に関わる依頼表現において敬意の度合いが二以上に互る例を見るに、源氏が話し手の場合は、朱雀院女三宮・紫上・柏木・内大臣君達・玉鬘・北山尼君・紫上乳母等の例があり、源氏が聞き手の場合は、左大臣・頭中将・六条御息所物怪の例がある。とすれば、これらも六条御息所や夕霧の例と等しく図で源氏の右側に配し、矢印「→」なし、即ち敬語の「三段階構造」の埒外に示されなければならない。しかし、それは同時に図1・図2の決定的な破綻を意味するであろう。またこれは氏の言う「対称性」なるものが無意味なることを明確に物語る。

なお、図1Aに「冷泉帝」を挙げているがその例はない。逆に欠落しているもの（既に触れたものを含む）を一括して挙げておく。即ち、藤壺中宮、朱雀院女三宮、桐壺院女一宮・三宮、紫上、六条院御方々、北山尼君。

なおまた、図1B・Cにも多くの欠落があるが、もはや到底一々それを指摘する煩に堪えない。

ところで、かくも問題が続出して止まるところを知らぬのは何故であろうか。図1・図2は、自ら「用例は未だ完全ではない。検索もれがきつとある」という「中間的な報告」（藤原1995）に依拠して光源氏関係の用例を図示したものである。要するに問題の根源は氏が光源氏関係の、更にその一部の、ごく限られた用例のみを調査対象としているに過ぎないところにあり、前述の欠落の問題も総てここに帰する。

筆者が最も不思議とするのは、ここに到ってもなお二十年前の中間報告に基づく主張を

繰り返していることである。あたかも先覚の卓説に随従するが如く後生大事に自らの旧稿を墨守して一步も出ることがないのであるが、「中間報告」とは最終的な成果を前提としたものであること言うまでもなからう。二十年経っても一向にそれが見られないのは如何なる理由によるのであろうか。まことに奇異とするに足る。

次が「**3.2 敬語表現の配慮的価値**」の項の冒頭部である。

話し手の依頼にともなう敬語表現に関して、その心的態度を推論すると、次のようになる。

(8) ①命令形型：指定した行為を、聞き手が当然なすべきことと認識している。

②～させたまへ型：指定した行為を、聞き手がなす義務がないことと認識している。

この結果として、命令形型を選択することは支配的態度の表明であり、「させたまへ」型の選択は従属的態度の表明となる。標準的な③「たまへ」型はその中間にあたるであろう。(記号筆者)

これは依頼表現における敬語の有無(①・②)を、直ちに義務の有無の認識及び支配的・従属的な態度の表明に結び付けたものである。そして③「たまへ」型は①・②の中間にあたるという。しかし、「義務がある」と「義務がない」との中間の認識、「支配的態度」と「従属的態度」との中間の表明とは具体的に如何なる事実を意味するのか。

具体例について見る。既述の如く大宮と源氏は相互に「させたまへ」をもって遇しているが、両者は互いに、相手には義務がないということ認識しながら言葉を交しているのか。また、それぞれ、自分が従属者であることを表明しているのか。更に、源氏と北山尼君との場合にも同様の例がある(図1・図2には欠落)が、源氏は尼君に対して自らが従属者であることを表明しているのか。更にまた源氏は朱雀院女三宮に対して「させたまへ」「たまへ」の二形式を用いているが、源氏はその時々自らの義務について異なった認識をし、それに応じて表現を使い分けていることになるのか。(先に敬意の度合いが二以上に互るものとした例もこれに当る)。なお、ここには「れよ・られよ」及び尊大体については全く言及がないが、これらはどこに位置付けられるのか。

次は(8)の説明に続くものである。

同様の三段階構造をなす表現に感謝を表すことばがある。依頼・禁止と感謝はなに

かをしてもらう、前と後の関係にある。藤原浩史(1994)では平安時代の感謝表現を
図3のように**模式化**した。(下線・太字筆者)

として、次の図3を示す。

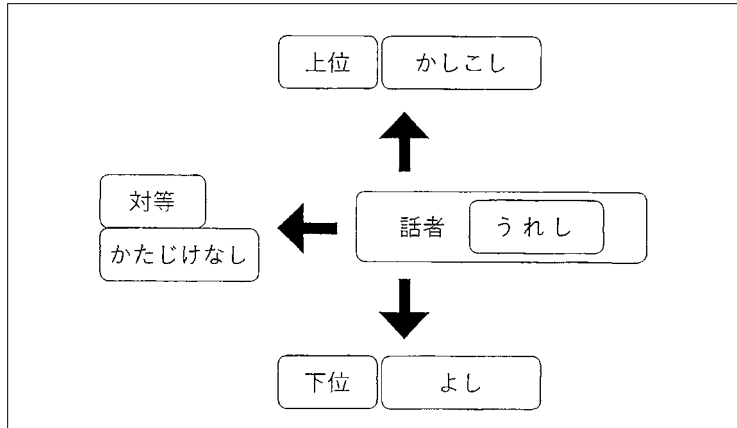


図3 感謝表現の3階層

先の説明を見れば、何人も、この図は該論文掲載の模式図を引用・再掲したものと解するであろう。よってここでその論文を見ることとする。次がその結論である。

平安和文における感謝に相当する表現の類型は、概ね以上のとおりである。まとめると次のようになる。

- A 相手に対する配慮が不要な場合には、相手の行為の評価が行なわれる。
- B 相手との感情的なつながりがある場合には、自分自身の心情を表明する。
- C 相手に対する配慮が必要な場合には、相手に対する感情を表明する。
- D 相手の社会的な立場を強く意識する場合には、相手に対する畏敬の念を表明する。

この順に従って、段階的に待遇的な価値が高くなるわけである。代表的な表現形式を待遇的敬意の度合いの高い順に並べると、次のようになる。

(高) かしこし——かたじけなし——うれし——よし (低)

一瞥、愕然とし、絶句した。これは紛れもなく一連の**四段階構造**をなすものではないか。更に、一層驚くべきことにこの論文には如何なる模式図も存在しない。勿論、ここに「三

段階構造」をなす模式図などある筈がないのである。四段階構造として説明したものを模式化したら三段階構造になったなどということは尋常の沙汰ではない。要するに先の図3が既発表論文掲載の図を転載した（取意）ものであるなどという説明は明らかな虚偽である。まことに信じ難いことであるが、これは読者を欺瞞し、愚弄するものではないか。

では、自らの既発表論文の内容を偽ってまで何故にかかる図を麗々しく掲げたのか。理由はむしろ単純かつ明快である。図3はこの項の冒頭（8）の、依頼の敬語表現に関する「心的態度」を三段階構造とした自説の傍証なのである。従って、ここは是非とも三段階構造でなければならなかったのである。

更に図3の形式は巧みに図1の形式に対応させた作為によるものとしか考えられない。否、不完全な図1との照応など実はどうでもよいことであって、問題の本質は図3が虚偽・虚構の所産だということである。これほどの例はまさに類がなかりう。

更に図の後には、これを依頼・禁止に結び付けた記述が続くが、捏造されたものを基に敷衍しても意味はない。所詮新たな虚構を加えるだけだからである。従って検討の意味がないのであるが、しかし、氏はこれを後の結論部に持ち込んでいるので、以下一通り検討を加える。次が図3に続く主張である。

話者の感情を述べる「うれし」以外の対人評価「かしこし」「かたじけなし」「よし」と共通する配慮が、依頼・禁止の述語の敬語表現に内在するものと考えられる。すなわち、①「させたまへ」という場合には、畏怖の心理「かしこし」と共通する心的状態があり、②「たまへ」という場合には、恐縮の念「かたじけなし」と共通する心理が投影される。③何もない場合には、心理的な圧力がかからない。（記号筆者）

以上は要するに、感謝表現の三語と共通する配慮が敬語表現の三形式にも内在するというのである。ところで、①「畏怖」とは言うまでもなく恐れおののく意であるが、ならば、先の大宮と源氏とは互いに恐れおののきながら依頼しあっていることになるのか。その他「させたまへ」の例は多いが、例えば<源氏→尼君>、<源氏→紫上>等において、そこに「畏怖の心理」が内在するなどというのは尋常の解釈ではない。②の「恐縮」は「かたじけなし」と共通する心理が投影されたものだとしているが、それ自体に「内在」（本来的にそれを具有）するものを他からの「投影」とは言わない。この一事を見てもこの見解が如何に空虚な観念の所産であるかが知られよう。

そもそも相手に対する「畏怖」や「恐縮」の心情は配慮に発するものではない。

次に③について見るに、「何もない場合には、心理的な圧力がかからない」と言う。一

体これは何の謂か。初めは何のことか全く理解し得なかったが、これは「よし」に対応する「常体表現」の場合、敬語的には「何もない」から話者に「心理的な圧力がかからない」と言ったものと考えられる。とすれば、①「させたまへ」、②「たまへ」の場合は「心理的な圧力」換言すれば心理的な圧迫感、プレッシャーによる表現ということになる。所詮、観念の遊びという他はない。

以上の不合理はすべて「敬語表現」と「感謝表現」とを短絡したことによる。即ちこれは、両者はともに三段階構造をなすから、そこには共通する心理がある筈だとの、極めて単純にしてかつ恣意的な臆断の結果である。

次の3.3項は「**配慮表現と敬意表現**」と題するが前項は「敬語表現の配慮的価値」であった。両見出しの意味を理解することは容易ではないが、これについては一括後述する。

この項で問題としているのは次の4点である。先ず前掲図1により源氏の夕霧に対する例は「～たまへ」「命令形（無敬語）」「～られよ」の三形式に及ぶことを詳説する。しかし敬意の度合いが複数に及ぶ人物は3.1項で既述の如く多くの例があり、なにも殊更夕霧の例を特別視する理由はない。

第2に、また突如漢文書簡『雲州往来』を問題とし、そこでは「られよ」が「ごく標準的に用いられ」、「しめたまへ（令メ給へ）」は「ごく少な」く、特別な場合に限られるという。しかしこれは全く事実に反する。『雲州往来』における「られよ」の用例は唯一例、「令メ給へ」は十数例に及ぶ。不可解という他はない。

なお、この部の例文(12)『雲州往来』の解釈も全く容認し難いが煩を避け省略に従う。第3は『落窪物語』の一節、継母北の方が落窪の姫君に縫い物を強制する段を問題とする。

- (13) 北の方……少納言とて、かたへなる人の清げなる、「行きてもろともに縫へ」
とておこせられたらば、来て「いづこをか縫ひはべらむ。……」と言へば、「……
その縫ひさしたるはひだまゑ襷前縫ひたまへ」と言へば、取り寄せて縫ひて「なほよろしうは、起きさせたまへ。ここの襷おほえはべらず」と言へば、「今、しばし。教へて縫はせむ」（落窪物語・1・87）

北の方は女房である少納言君に「縫へ」と無敬語で申しつける。一方、姫君は少納言に「縫ひたまへ」と頼む。相手に対する配慮のない人物と、配慮のある人物が書き分けられる。

「縫へ」と「縫ひたまへ」とによって、一は「配慮のない人物」であり、一は「配慮の

ある人物」だという。一読啞然とした。殆ど論外というべきであるが、しかしここには看過し得ない根本的な問題を含むので以下特に一言する。北の方が自らの女房に対して無敬語なのはむしろ当然なのである。また、「落窪の姫君」が継母中納言の北の方の女房少納言に対して敬体表現をとるのもまた自然である。「落窪の姫君」は自らの侍女「あこき」に対しては全6例とも無敬語であるが、もし上の如くであれば、そこでは姫君も配慮のない人物とならねばならない。

更に例えば『源氏物語』で帝は源氏に対して無敬語である。また源氏が話し手の180余の用例中40%は無敬語である。帝も源氏も配慮のない人物として描かれていることになるのか。同様の例は夕霧・薫・匂宮の場合その他枚挙に遑がない。

主従関係における主人の場合など相手に対して低い言語的待遇をとるのが普通であって、これは当時の身分関係についてのわきまえから来る当然の結果なのである。従ってこれは決して配慮の欠如を意味するものではない。もし氏の言の如くであれば、高位者ほど配慮を欠く人物ということになりかねない。尤も3.1の冒頭で確認したように、敬語の付加即ち配慮なのであるから、無敬語の場合は自ずから配慮なしということになるのであろう。この事実は「配慮表現とは何か」について、根本的な省察を促すものと言わねばならない。

なお、先の(13)『落窪物語』の現代語訳について附言する。北の方の「縫へ」と姫君の「縫ひたまへ」とをともに「縫いなさい」としている。これには啞然とした。「たまふ」の有無がここの問題の核心ではないか。注釈書の訳に従ったで済むことではない。何故、自らの主張に基づく訳語を示さないのか。

第4は同一会話中の依頼と禁止との敬語形式は同ランクでそろうとの指摘である。次に例文の問題の語句のみ抄出する。

(14) らうたくしたまへ……な疎みたまひそ (桐壺・1・44。桐壺帝→藤壺)

(15) 言へ・仰せよ・言へ……言ふな (夕顔・1・168。源氏→男・隨身)

これについては殊更言うべきことはない。

以上が3.3項の内容であるが取り上げた4点の内容は相互に何の関連もなく、かつまことに雑多である。

先に見出しの意味を問題としたが以上の検討の結果第3項の各見出しは内容に即して次の如くあるべきものと考えられる。

3.1 依頼表現における敬語の三段階構造

3.2 感謝表現における敬語の三段階構造

3.3 項はこれとは無関係であって

3.3 依頼・禁止表現における敬語の諸問題

とでもすべきものである。ともあれ論文の各見出しがその項の内容と著しく齟齬することによって甚だ理解に苦しんだことを敢えて言い添えておく。

なお第3項は7頁余を費し、本論文前半の中心をなすが、それは敬語の三段階構造を主張するのみであって、ここには肝腎の「配慮表現」については何ら見るべき記述がない。そのことをここで特に指摘しておく。

4項以下は次稿とする。

引用文献

- 川上徳明 (2005) 『命令・勧誘表現の体系的研究』 おうふう
藤原浩史 (1994) 「平安和文の感謝表現」 (日本語学)
藤原浩史 (1995) 「平安和文の依頼表現」 (日本語学)
藤原浩史 (2009) 「『源氏物語』の敬語表現」 (『古代文語論叢』) 武蔵野書院
三保忠夫・三保サト子編 (1997) 『雲州往来 享禄本 本文』 和泉書院

【附言】

図3の基となったとされる藤原(1994)には看過し得ない多くの問題がある。ここでは特に論の根幹に関わる点を取り上げる。

氏は感謝表現に四つの表現方式があるとする。次は先に引用した記述を要約したものである。

- A 相手に対する配慮が不要な場合……………よし
- B 相手との感情的なつながりがある場合……………うれし
- C 相手に対する配慮が必要な場合……………かたじけなし
- D 相手の社会的な立場を強く意識する場合……………かしこし

まことに驚くべき単純さであり、常識的に見ても到底あり得ないことと思われる。先ずこの分類は統一的・有機的な基準によってなされていない。A～Dは相互に何の関連もなく、孤立的に示されているだけである(ただし、AとCは相反の関係)。これによれば、例えばBであることはAまたはC及びDであることを排斥しない。区分肢が互いに排斥せず重なり合うのであれば分類の意味がない。

更に、仮に上記の基準を認めたとしても、この極めて単純かつ単一の基準によって具体例を精確に説明し得ようとは到底考えられない。事実、氏は「うれし」の例文④⑤について実質A・Bの両方に跨る説明をしている。では、上記を組み合わせるとどうなるか。

AとC(=反A)、Bと反B及びDと反Dとを組み合わせると論理上は8類型(2×2×2)となる(いまA~Dの基準に限定して言う)。

以下例文を見てゆく。次はA「よし」の第1例である。

①<仲忠→姫> 「この村はいみじく栄えて侍りし所也。<略>」と申す。中納言「いとよく申したり。<略>」(宇津保 蔵開上)

仲忠が俊蔭の封印した蔵に近付いた場面である。近所の老婆が出てきて……近付かないよう忠告する。仲忠は、それに対して「よく言ってくれた」と評価する。

これは次の類型に該当しよう。

I 相手に対する配慮が不要(A)で、相手の社会的な立場を全く意識せず(反D)、相手との感情的なつながりが無い(反B)場合

続いて第2例を見る。

②<朱雀帝→春宮> 「げに、さる事なり。いとよく、おぼしのたまはせたり」(源氏 若菜上)

②は女三宮の婿として源氏が適当であるとの春宮の意向(消息)に対し、院が、我が意を得たりと喜んでいるところである。これは次の類型の典型的な例に当るであろう。

II 相手に対する配慮が必要(C)で、相手の社会的な立場を強く意識し(D)、相手との感情的なつながりがある(B)場合

IとIIとはまさに対蹠的、正反対である。次に①②両表現の中心部を並記する。

①いとよく申したり

②いとよくおぼしのたまはせたり

①「申す」は尊大語、②「おぼしのたまはす」は言わば三重敬語である。この二語が端的に両表現の性格を示している。しかるに氏は②を次の如く説明する。

話者の感謝の意識は、極めて低い。……相手に対する配慮が全く不要な場合にのみ用いられる、ごくぞんざいな表現方式である。……「感謝」というより、むしろ「評価」という段階であるが、相手に対する敬意の極めて低い感謝の表現と解釈してもよいであろう。(下線等筆者)

一読啞然とした。これは一体何か。院の春宮に対する詞が何故にかくも酷評されるのか。この曲解・妄語は到底尋常ではない。まさに異常である。

文中に「表現方式」とあるが「方式」とはある決まった形式の意であり、ここでは「よし」による表現を指すものと思われる。しかし、「よし」自体に「ぞんざい」も丁寧な

いこと言うまでもなかろう。氏は「よし」の敬意を問題の四語中最低とするから、それに背馳する例があつてはならない。如何なる例も予め措定された自説に合致しなければならない。そのためには是が非でもここで「よし」の表現価値を徹底的に貶めておかねばならなかったのである。氏がここで躍起になって強弁する所以である。前掲②の解釈は、強引極まる自己主張によって事実を振じ伏せたものであつて、これほどの曲説、妄言は類がなかろうと思う。

「よし」の第3例（引用略）は「通常の感謝表現が避けられた」もので、「評価」の例であるという。回避されたものを例として採るのはまことに奇妙なことではないか。

「評価」と「感謝」とは勿論別儀である。従つて、「相手の行為の評価」を意味する「よし」を感謝表現の一類型とすべきではない。なお、「よし」の例は上記の僅か3例に限られる。

既に「附言」としての紙幅を越えたようであり、結論を急ぐ。B～Dの検討は省略に従い、以下一、二概言する。

氏は結論において突如問題の四語の敬意の高低順を示すが、四語はみな形容詞である。形容詞自体の敬意の高低を識別する根拠は何か（四語中それ自体敬意に関わるのは「かしこし」のみである）。また「自分自身の心情」の表明である「うれし」が如何にして相手への敬意を表し得るのか。更にまた、「うれし」と「よし」との敬意の相違も全く示されていない。

最後に問題の図3について一言する。図3の「三段階構造」が本論文の四段階説を基にした虚構であり、捏造であることは既に述べた。しかし、ここに到れば、もはや四段階であろうと三段階であろうと意味がない。図3の虚偽は論外として、四段階説も所詮作り事に過ぎないからである。